

平成20年度 CFP®事例演習と重点ポイント 改定等箇所一覧

当改定一覧は、CFP®受験対策通信講座をご利用頂いている受講者の皆様向けに作成した資料です。ご使用の「平成19年度版CFP®事例演習と重点ポイント」につき、平成20年度における改定等箇所をまとめたものです。事例演習と重点ポイントの該当ページと改訂内容を記載していますのでご確認下さい。

タックスプランニング

該当ページ	改訂内容等													
11 一部変更	<p>1. 減価償却方法</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">H19.3.31 までの 取得財産</td> <td>旧定額法</td> <td>取得価額×0.9×旧定額法償却率×経過月数/12ヵ月</td> </tr> <tr> <td>旧定率法</td> <td>未償却残高×旧定率法償却率×経過月数/12ヵ月</td> </tr> <tr> <td colspan="3">残存価額が5%になった後、残存簿価1円まで、5年で均等償却する</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H19.4.1 以後の 取得財産</td> <td>定額法</td> <td>取得価額×定額法償却率×経過月数/12ヵ月</td> </tr> <tr> <td>定率法</td> <td>未償却残高×定率法償却率×経過月数/12ヵ月 「未償却残高×定率法償却率(調整前償却額)<取得価額×保証率(償却保証額)」となった事業年度の翌事業年度から均等額の償却に切替え</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・経過月数に端数が生じた場合は切り上げて1月として計算する。 ・耐用年数経過後まだ資産が事業の用に供している場合は1円の残存簿価を残す。 ・非業務用資産の場合は、平成19年4月1日以後取得資産であっても旧定額法の計算を使用する。 	H19.3.31 までの 取得財産	旧定額法	取得価額×0.9×旧定額法償却率×経過月数/12ヵ月	旧定率法	未償却残高×旧定率法償却率×経過月数/12ヵ月	残存価額が5%になった後、残存簿価1円まで、5年で均等償却する			H19.4.1 以後の 取得財産	定額法	取得価額×定額法償却率×経過月数/12ヵ月	定率法	未償却残高×定率法償却率×経過月数/12ヵ月 「未償却残高×定率法償却率(調整前償却額)<取得価額×保証率(償却保証額)」となった事業年度の翌事業年度から均等額の償却に切替え
H19.3.31 までの 取得財産	旧定額法		取得価額×0.9×旧定額法償却率×経過月数/12ヵ月											
	旧定率法	未償却残高×旧定率法償却率×経過月数/12ヵ月												
残存価額が5%になった後、残存簿価1円まで、5年で均等償却する														
H19.4.1 以後の 取得財産	定額法	取得価額×定額法償却率×経過月数/12ヵ月												
	定率法	未償却残高×定率法償却率×経過月数/12ヵ月 「未償却残高×定率法償却率(調整前償却額)<取得価額×保証率(償却保証額)」となった事業年度の翌事業年度から均等額の償却に切替え												
12 記述変更	<p><平成19年4月以後取得資産と平成19年3月以前取得資産の減価償却方法の違い></p> <p>1. 平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産 法定耐用年数経過時点で、取得価額全額の償却可能な制度とされている。なお、法定耐用年数経過時点で事業の用に供されている場合は残存簿価1円を残しておく。</p> <p>① 定率法償却方法の特徴 定率法の計算方法の性質上、定率法による償却方法のままでは法定耐用年数内で償却し終わることはできない。そこで、一定の事業年度の翌事業年度以降、未償却残高を残存年数で均等に償却する方法に切り替えることにより、法定耐用年数内で償却し終わるようにする。</p> <p>② 一定の事業年度の翌事業年度以降の計算（上欄11ページの改訂参照） 定率法では、調整前償却額（未償却残高×定率法償却率）が償却保証額（取得価額×保証率）より小さくなった年度の翌事業年度から改定償却率を使用した均等額の償却（未償却残高×改定償却率×経過月数/12ヵ月）にきりかえる。定額法償却率、定率法償却率、改定償却率、保証率はすべて「耐用年数省令別表十」に規定されている → (21ページ(参考)「減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表(一部抜粋)」参照)</p> <p>2. 平成19年3月以前に取得した減価償却資産</p> <p>① 取得価額の95%まで償却が進んだときの措置 95%まで償却が進んだとき、その後の年度において5年間で全額均等償却する。</p> <p><法定耐用年数の見直し(所得税・法人税)> 平成20年度税制改正</p> <p>① 法定耐用年数区分の見直し 従来、機械装置について、設備の種類ごとに390区分だったものを55区分と大括化し、さらに実態に即した使用年数に見直された。既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度において適用される。</p> <p>② 短縮特例制度 耐用年数短縮制度の申請事務について、短縮特例制度の承認を受けた設備と同種の設備を取得した場合、承認申請は不要とし、届出制として簡素化した。</p>													
46 訂正	<p>年金支払証明書 平成19年度支払内訳 源泉徴収税額 46,000円 → 23,000円</p>													

該当ページ	改訂内容等												
59 表下に追記	<p><生命保険契約等に基づき一時金を取得した場合の課税関係> ※死亡に係る保険金とともに支払いを受ける配当金や前納保険料は、上記の所得税や相続税の課税対象となる保険金に含まれる。</p>												
68 記述変更	<p>◇ポイント 平成 20 年中に株式等を譲渡した場合の譲渡益に適用する税率は、証券会社を通じて譲渡した上場株式等については所得税 7 %、住民税 3 %であり、それ以外の株式等については所得税 15%、住民税 5 %の申告分離課税である。</p>												
75 追記	<p><源泉徴収口座に係る支払調書の提出義務> 平成 20 年度税制改正 従前は、特定口座の源泉徴収ありの口座内での株式の譲渡については、証券会社は税務署への年間取引報告書の提出義務はなかったが、平成 21 年 1 月以後の源泉徴収口座に係る年間取引報告書や店頭取引の先物取引に係る差金決済（いわゆる外国為替証拠金取引（FX）等）については、各業者は税務署への支払調書の提出が義務づけられることとなった。</p>												
94 記述変更	<p>◇他の選択肢 3. できない。譲渡所得の内部通算については、他の所得の内部通算と大きく異なる。他の所得の内部通算は、同じ所得区分内の損失と利益は原則として通算できる。しかし、譲渡所得については、①土地建物グループ、②株式グループ、③その他グループに分けられ、そのグループ内での通算しか認められていない（そのグループ内であれば損失と利益はすべて通算できる）。ゴルフ会員権の譲渡損失は、その他の譲渡所得に係る損失であるためアパートの譲渡益とは通算できない。</p>												
117 改正追記	<p>(3) 住宅の省エネ改修促進税制の創設（所得税） 《平成 20 年度税制改正》 CO₂排出量の増加が著しい住宅の省エネ対策を加速させ、既存住宅の省エネ機能向上の促進を支援するため、住宅の省エネ改修促進税制が創設された。</p> <p>1) 制度の内容 居住者がその者の居住用家屋について、一定の省エネ改修工事を含む増改築を行った場合において、その住宅借入金等の年末残高の一定割合を 5 年間、所得税額から税額控除する。平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までに居住した者について適用され、現行の住宅ローン控除との選択適用となる。</p> <p>2) 対象となる省エネ改修工事 ① 居室のすべての窓の改修工事、又はそれと合わせて行う床、天井、壁の断熱工事で以下の要件をすべて満たすこと ・ 改修部位がいずれも平成 11 年基準以上の省エネ性能となる。 ・ 改修後の住宅全体の省エネ性能が現状から 1 段階相当以上上る。 ・ 工事費用は 30 万円超である。 ② ①の工事のうち改修後の住宅全体の省エネ機能が平成 11 年基準相当になるもの。</p> <p>3) 税額控除額の計算 ① 省エネ改修工事を含む住宅ローンについて、1,000 万円を限度に年末残高の 1 % を控除 ② 省エネ改修工事にかかる住宅ローン残高は 200 万円を限度に年末残高の 2 % を控除</p> <table border="1" data-bbox="411 1686 1345 1816"> <thead> <tr> <th></th> <th>ローン残高</th> <th>控除率</th> <th>控除年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①省エネ改修工事を含む増改築工事費用</td> <td>～1,000万円</td> <td>1%</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>②特定の省エネ改修工事</td> <td>～200万円</td> <td>2%</td> <td>5年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 一定の省エネ改修工事に係る固定資産税の減額（固定資産税） 省エネ改修工事について、住民税では固定資産税の減額措置をとっている。 平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までに一定の省エネ改修が行われた住宅については、翌年度分の税額を 1 / 3 減額する（120 m²を限度）。</p>		ローン残高	控除率	控除年	①省エネ改修工事を含む増改築工事費用	～1,000万円	1%	5年間	②特定の省エネ改修工事	～200万円	2%	5年間
	ローン残高	控除率	控除年										
①省エネ改修工事を含む増改築工事費用	～1,000万円	1%	5年間										
②特定の省エネ改修工事	～200万円	2%	5年間										
訂正	<p>◆参考 一定のバリアフリー改修工事にかかる固定資産税の軽減 ・ ・ については翌年度分の税額を 1 / 3 とする。 → ・ ・ については翌年度分の税額を <u>1 / 3 減額</u> とする（100 m²を限度）。</p>												

該当ページ	改訂内容等				
127 追記	<p>(3) 所得税と住民税で異なる規定</p> <p>① 所得税にあるが住民税にはない規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン控除（原則） ・非上場株式等の少額配当の申告不要制度 ・給与所得者の給与所得以外の所得が 20 万円以下の場合の申告不要制度 ・山林所得の 5 分 5 乗方式計算 ・住民税では退職所得から損益通算、所得控除、損失の繰越控除をすることはできない。 <p>② 所得控除額</p> <table border="1" data-bbox="445 562 1372 808"> <tr> <td data-bbox="445 562 791 645">所得税の所得控除と全く同じもの（ほぼ同じもの）</td> <td data-bbox="791 562 1372 645">社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除 雑損控除・医療費控除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="445 645 791 808">所得税の所得控除と異なるもの</td> <td data-bbox="791 645 1372 808">生命保険料控除・地震保険料控除・寄付金控除 ・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・寡婦（寡夫）控除・勤労学生控除・障害者控除・基礎控除33万円</td> </tr> </table>	所得税の所得控除と全く同じもの（ほぼ同じもの）	社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除 雑損控除・医療費控除	所得税の所得控除と異なるもの	生命保険料控除・地震保険料控除・寄付金控除 ・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・寡婦（寡夫）控除・勤労学生控除・障害者控除・基礎控除33万円
所得税の所得控除と全く同じもの（ほぼ同じもの）	社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除 雑損控除・医療費控除				
所得税の所得控除と異なるもの	生命保険料控除・地震保険料控除・寄付金控除 ・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・寡婦（寡夫）控除・勤労学生控除・障害者控除・基礎控除33万円				
130 記述変更	<p><控除対象となる扶養親族等の判定></p> <p>控除対象配偶者または扶養親族に該当するかどうかの判定は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原則・・・その年の 12 月 31 日の現況で判断する。 2. 年の途中で納税者本人が死亡した場合・・・その納税者の死亡の日において、配偶者や扶養親族の所得が 38 万円以下等の控除対象の要件を満たすかどうかを判断し、準確定申告で控除対象とすることができる。 3. 年の途中で納税者の配偶者や扶養親族が死亡した場合・・・その死亡の日において所得が 38 万円以下等の控除対象要件を満たすかどうかを判断し、納税者の控除対象とすることができる <p>つまり上記 2 の場合、納税者本人の準確定申告においてその死亡の日の現況で控除対象配偶者又は扶養親族かを判断し、さらに年末の現況により、既に準確定申告で控除対象となっていた者を他の納税者の扶養親族とすることができるのである。</p>				
175 一部記述変更	<p>1. 定期同額給与</p> <p>定期同額給与とは次に該当するものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① その支給時期が 1 ヶ月以内の一定の期間ごとである給与で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの ② 定期同額給与について次の改定がなされたときは、改定前の支給期間においては改定前の期間内で、改定後の支給期間においては改定後の期間内でそれぞれ定期同額であるもの <ul style="list-style-type: none"> ・その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から 3 ヶ月を経過する日までにされた定期給与の額の改定 ・その事業年度においてその法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の重大な変更その他のやむをえない事由（「臨時改定事由」という）によりなされた役員に係る定期給与の額の改定 ・その事業年度においてその法人の経営状態が著しく悪化したことその他の事由（「業績悪化改定事由」という）によりなされた定期給与の額の改定（ただし減額改定に限られる。） ③ 継続的に供与される経済的利益のうち、その利益の金額が毎月おおむね一定であるもの 				

該当ページ	改訂内容等
175 記述変更	<p>2. 事前確定届出給与</p> <p>事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、次の①または②のうちいずれか早い日までに納税地の所轄税務署長に届出をしているものをいう。</p> <p>① 株主総会等の決議により、その定めをした日から1ヵ月を経過する日</p> <p>② その会計期間開始の日から4ヵ月を経過する日</p> <p>また、事前確定届出給与について、「臨時改定事由」に該当した場合は、その事由が生じた日から1ヵ月以内に、「業績悪化改定事由」に該当した場合は、その内容変更に関する株主総会の決議日から1ヵ月以内に変更に係る届出を提出しなければならない。</p>
182 記述変更	<p>◇正解 設問H-4</p> <p>◇他の選択肢</p> <p>1. 正しい。減価償却方法の改正により、平成19年4月以後に資本的支出があった場合、原則として新たな資産の取得があったものとみなされ、建物であれば定額法による償却をする。ただし特例規定として、平成19年3月以前に取得していた資産に資本的支出を行った場合、本体の資産と合わせて減価償却を行うことができる。</p>
186 追記	<p>ポイント</p> <p>同族会社特別規定は次のようなものがある。</p> <p><u>4. 特殊支配同族会社の業務主宰役員の給与</u></p>
187 追記	<p>◆参考</p> <p>3. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入</p> <p>特殊支配同族会社が業務主宰役員（オーナー社長）に対して支給する給与のうち、給与所得控除額部分の金額は法人の損金の額に算入できない。</p> <p>ただし、特殊支配同族会社の基準所得金額が1,600万円以下（一定の場合は3,000万円以下）である事業年度についてはこの規定の適用はない。</p> <p>(1) 特殊支配同族会社とは</p> <p>特殊支配同族会社とは次の①および②のいずれにも該当する同族会社をいう。</p> <p>① 業務主宰役員と常務に従事する業務主宰関連者の総数が、常務に従事する役員総数の過半数であるもの（業務主宰関連者とは業務主宰役員の親族でその同族会社の役員である者をいう）</p> <p>② 業務主宰役員グループが、その同族会社の議決権総数または発行済株式総数の90%以上保有しているもの（業務主宰役員グループとは業務主宰役員とその親族である者のグループをいう）</p> <p>(2) 適用除外の事業年度とは</p> <p>① その事業年度開始の日前3年以内開始の事業年度（基準期間）の法人所得金額または欠損金額と、業務主宰役員の給与額の合計金額の平均額（基準所得金額）が年1,600万円以下である事業年度</p> <p>② 基準所得金額が年1,600万円超3,000万円以下であり、かつ、その基準所得金額のうちに占める業務主宰役員の基準期間の給与額の年平均額の割合が、50%以下である事業年度</p>

＜平成 20 年度税制改正関係抜粋＞

	<p>1. 証券税制（所得税・住民税）</p> <p>(1) 上場株式等の譲渡所得並びに配当所得に対する軽減税率の廃止 上場株式等の譲渡所得並びに配当所得に係る軽減税率 10%は、平成 20 年 12 月 31 日で廃止され、平成 21 年 1 月以後は本則税率 20%（所得税 15%、住民税 5%）が適用される。ただし、平成 22 年 12 月までの 2 年間に限り、下記の特例が設けられる。</p> <table border="1" data-bbox="406 448 1348 600"> <tr> <td>1 年分の上場株式等に係る譲渡所得の金額のうち 500 万円以下の部分</td> <td rowspan="2">軽減税率 10%</td> </tr> <tr> <td>1 年分の上場株式等に係る配当所得の金額のうち 100 万円以下の部分</td> </tr> </table> <p>(2) 上場株式等の配当所得の申告分離課税の創設 平成 21 年 1 月以降、上場株式等の配当所得については、20%（所得税 15%、住民税 5%）の税率による申告分離課税を選択できることとされる。この場合、申告する上場株式の配当所得の合計金額について、総合課税または申告分離課税の選択適用となる。なお、平成 22 年 12 月までの 2 年間に限り、上場株式等の配当所得の金額のうち 100 万円以下の部分については、10%の軽減税率が適用される。</p> <p>(3) 上場株式等の配当所得と譲渡損失の損益通算の特例 その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき、またはその年の前年以前 3 年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る）から控除できる。損益通算の特例は、平成 21 年分以後の所得税、平成 22 年度分の住民税から適用される。</p> <p>(4) 源泉徴収口座への上場株式等の配当等の受入れ 平成 22 年 1 月以後、金融商品取引業者の営業所等を通じて支払いを受ける上場株式等の配当等について、金融商品取引業者の営業所等に源泉徴収口座を開設しているときは、源泉徴収口座に受け入れることができる。</p> <p>(5) 公募株式投資信託の解約請求も譲渡所得の扱いへ 公募株式投資信託の換金方法には買取請求と解約請求があり、買取請求は譲渡所得、解約請求は配当所得に区分されているが、平成 21 年 1 月以後、解約請求により交付を受ける金銭等も、譲渡所得の収入金額と見なして課税されることとなる。</p>	1 年分の上場株式等に係る譲渡所得の金額のうち 500 万円以下の部分	軽減税率 10%	1 年分の上場株式等に係る配当所得の金額のうち 100 万円以下の部分												
1 年分の上場株式等に係る譲渡所得の金額のうち 500 万円以下の部分	軽減税率 10%															
1 年分の上場株式等に係る配当所得の金額のうち 100 万円以下の部分																
	<p>2. ふるさと納税制度</p> <p>(1) 寄付金控除の拡大（住民税） 個人が寄付を行ないやすくするために、寄付金控除の控除対象限度額が総所得金額等の 30%（現行 25%）に引き上げられるとともに、適用下限が 5,000 円（現行 100,000 円）に引き下げられる（平成 21 年度分以後の個人住民税に適用）。</p> <table border="1" data-bbox="406 1612 1396 1825"> <tr> <td style="text-align: center;">現 行</td> <td style="text-align: center;">改正後</td> </tr> <tr> <td>次のうち、いずれか低い方の金額</td> <td>次のうち、いずれか低い方の金額</td> </tr> <tr> <td> <table border="1" data-bbox="422 1657 885 1803"> <tr> <td>①特定寄付金の額</td> <td>－100,000円</td> </tr> <tr> <td>②総所得金額等の25%</td> <td>所得控除方式</td> </tr> </table> </td> <td>⇒</td> <td> <table border="1" data-bbox="941 1657 1388 1803"> <tr> <td>①特定寄付金の額</td> <td>－5,000円</td> </tr> <tr> <td>②総所得金額等の30%</td> <td>税額控除方式</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	現 行	改正後	次のうち、いずれか低い方の金額	次のうち、いずれか低い方の金額	<table border="1" data-bbox="422 1657 885 1803"> <tr> <td>①特定寄付金の額</td> <td>－100,000円</td> </tr> <tr> <td>②総所得金額等の25%</td> <td>所得控除方式</td> </tr> </table>	①特定寄付金の額	－100,000円	②総所得金額等の25%	所得控除方式	⇒	<table border="1" data-bbox="941 1657 1388 1803"> <tr> <td>①特定寄付金の額</td> <td>－5,000円</td> </tr> <tr> <td>②総所得金額等の30%</td> <td>税額控除方式</td> </tr> </table>	①特定寄付金の額	－5,000円	②総所得金額等の30%	税額控除方式
現 行	改正後															
次のうち、いずれか低い方の金額	次のうち、いずれか低い方の金額															
<table border="1" data-bbox="422 1657 885 1803"> <tr> <td>①特定寄付金の額</td> <td>－100,000円</td> </tr> <tr> <td>②総所得金額等の25%</td> <td>所得控除方式</td> </tr> </table>	①特定寄付金の額	－100,000円	②総所得金額等の25%	所得控除方式	⇒	<table border="1" data-bbox="941 1657 1388 1803"> <tr> <td>①特定寄付金の額</td> <td>－5,000円</td> </tr> <tr> <td>②総所得金額等の30%</td> <td>税額控除方式</td> </tr> </table>	①特定寄付金の額	－5,000円	②総所得金額等の30%	税額控除方式						
①特定寄付金の額	－100,000円															
②総所得金額等の25%	所得控除方式															
①特定寄付金の額	－5,000円															
②総所得金額等の30%	税額控除方式															

	<p>(2) ふるさと納税の創設</p> <p>都道府県または市町村に 5,000 円を超える寄付をした場合、その超えた金額に（90%－寄付を行なった者に適用される所得税の限界税率）で求めた率を乗じて得た金額の 5 分の 2 を都道府県税から、5 分の 3 を市町村税からそれぞれ税額控除される。</p> <p>控除対象限度額は、総所得金額等の 30%（地方公共団体に対する寄付金以外の寄付金との合計額）で、具体的には次の①と②の合計額が税額控除される。</p> <p>①（地方公共団体に対する寄付金－5,000 円）×10%</p> <p>②（地方公共団体に対する寄付金－5,000 円）×（90%－その者の所得税限界税率）</p> <p>（注）②については住民税所得割の 1 割を限度</p>
	<p>3. 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度</p> <p>公的年金受給者の納税の便宜や市町村の徴収事務の効率化の観点から、個人住民税において、公的年金からの特別徴収制度を導入する。（平成 21 年 10 月支給分より）</p>

（参考）減価償却

平成 19 年 4 月 1 日以後取得の減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表（一部抜粋）

耐用年数	定額法		定率法	
	定額法償却率	定率法償却率	改定償却率	保証率
年				
2	0.500	1.000	—	—
3	0.334	0.833	1.000	0.02789
4	0.250	0.625	1.000	0.05274
5	0.200	0.500	1.000	0.06249
6	0.167	0.417	0.500	0.05776
7	0.143	0.357	0.500	0.05496
8	0.125	0.313	0.334	0.05111
9	0.112	0.278	0.334	0.04731
10	0.100	0.250	0.334	0.04448
11	0.091	0.227	0.250	0.04123
12	0.084	0.208	0.250	0.03870
13	0.077	0.192	0.200	0.03633
14	0.072	0.179	0.200	0.03389
15	0.067	0.167	0.200	0.03217

以上